

二以上の事業者による
産業廃棄物の処理に係る特例の認定について
(手引き)

令和5年4月

横浜市 資源循環局
事業系廃棄物対策課

— 目 次 —

1	趣旨	1
2	横浜市への申請対象	1
3	申請方法	4
4	認定内容の変更等	5
5	その他	6
6	問い合わせ先	6

- 別表
- 様式集

本手引きにおける用語は以下のとおりとします。

法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

1 趣旨

産業廃棄物の処理については、法第 11 条第 1 項において「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない」とされており、排出事業者による自己処理の原則が定められています。

一方で、近年では企業経営の効率化の観点から分社化等が行われることが増加していますが、産業廃棄物処理業の許可なく「自ら処理」ができる範囲は法人単位であるため、従前行うことができた「自ら処理」が、分社化等によりできなくなる場合があります。そのため、分社化等の後は、排出実態が変わらないにもかかわらず、産業廃棄物処理業の許可を取得するか、産業廃棄物処理業の許可を受けた処理業者に委託する必要があります。

このようなことから法の改正が行われ、一体として産業廃棄物の処理を行おうとする複数の事業者（以下「親子会社」という。）が一体的な経営を行うものである等の要件に適合する旨の都道府県知事等の認定を受けた場合には、当該親子会社は、廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に親子会社間で産業廃棄物の処理を行うことができることとされました。

本手引きは、親子会社における産業廃棄物の処理に係る特例の認定について、申請の手続き等を解説するためのものです。

2 横浜市への申請対象

(1) 概要

法第 12 条の 7 第 1 項に基づく認定（以下「認定」という。）を横浜市長から受けようとする場合は、以下の事項を満たす必要があります。

- ・「一体的な経営を行う事業者の基準」に適合すること
- ・「収集、運搬又は処分を行う事業者の基準」に適合すること
- ・申請の範囲が横浜市内であること

(2) 一体的な経営を行う事業者の基準

親子会社のうち、親会社が、すべての子会社に対して、以下①～②のいずれかに該

当する必要があります。

①	子会社の「発行済株式」、「出資口数」又は「出資価額」のすべてを保有していること。
②	以下の3点をすべて満たすこと。 イ 子会社の「発行済株式」、「出資口数」又は「出資価額」の2/3以上を保有していること。 ロ 子会社に対して、業務を執行する役員を出向させていること。 ハ 子会社がかつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物の処理を行ってきたこと。

(3) 収集、運搬又は処分を行う事業者の基準

親子会社のうち、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者（以下「処理担当者」という。）が、以下①～⑧のすべてに適合する必要があります。

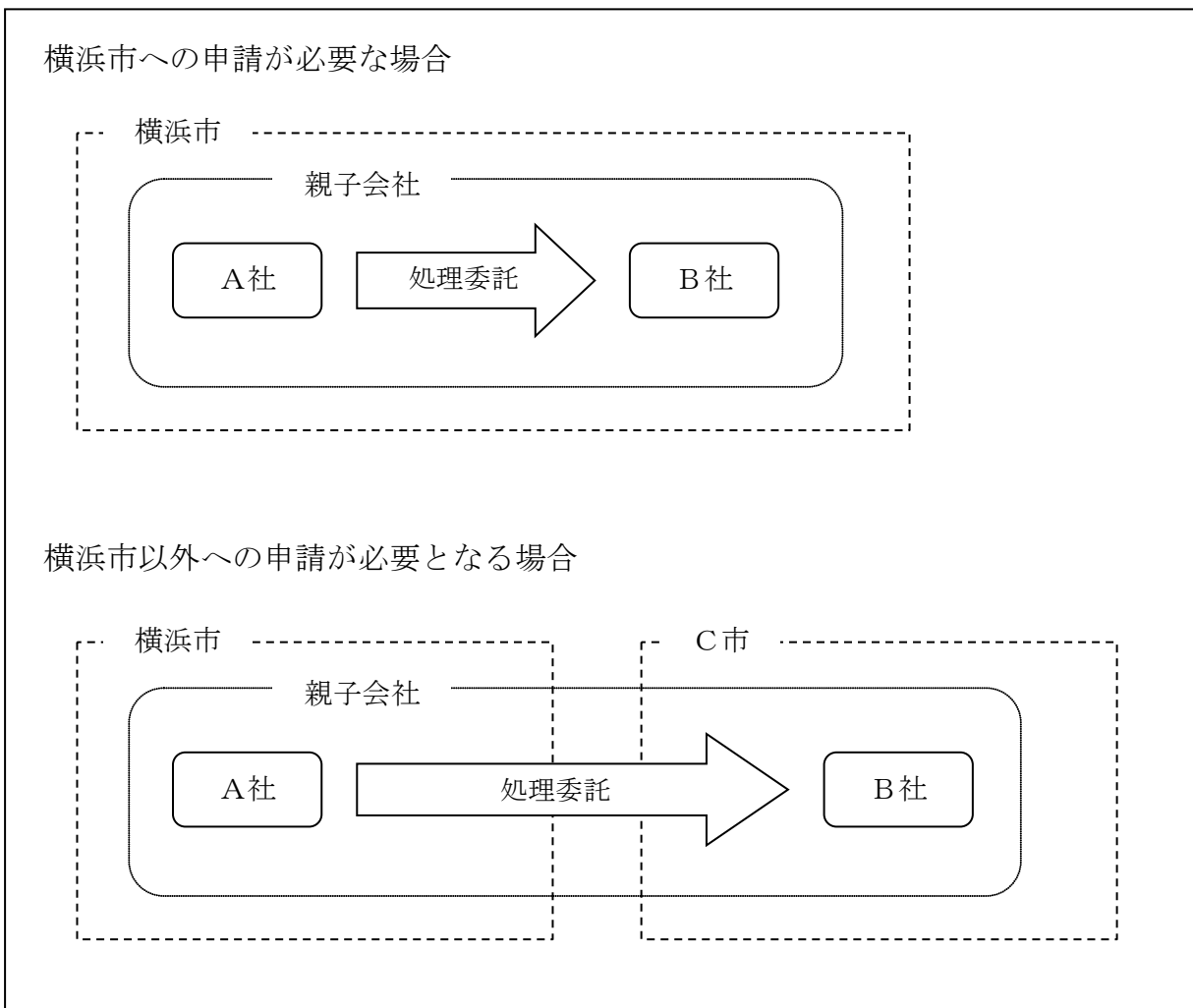
①	申請事業に関する処理計画において産業廃棄物の処理を行うこととされており、申請事業に係る管理体制の下で産業廃棄物の処理を行うことができること。
②	申請事業以外の廃棄物の処理を行う場合は、申請事業に関する産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置を講ずることができること。
③	申請事業に関する産業廃棄物の処理を親子会社以外の者に委託する場合は、親子会社が共同して委託契約及びマニフェストの交付を行うことができること。
④	処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
⑤	処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
⑥	法第14条第5項第2号イ～ニ及びへの欠格要件に該当しないこと。
⑦	不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者に該当しないこと。
⑧	申請事業に係る施設が次に掲げる基準に適合すること。 イ 収集運搬の用に供する施設 ・ 産業廃棄物の飛散・流出や悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。 ・ 積替施設を有する場合には、産業廃棄物の飛散・流出、地下浸透及び悪臭の発散がないこと。 ロ 処分の用に供する施設 ・ 産業廃棄物の種類ごとに、適切な処分が行えること。 ・ 産業廃棄物処理施設にあっては、都道府県知事等の許可を受けたも

	<p>のであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管施設を有する場合には、産業廃棄物の飛散・流出、地下浸透及び悪臭の発散がないこと。
⑨	その他環境大臣が定める基準に適合していること。

(4) 申請の範囲について

申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分が横浜市内で行われる場合、横浜市長の認定が必要となります。

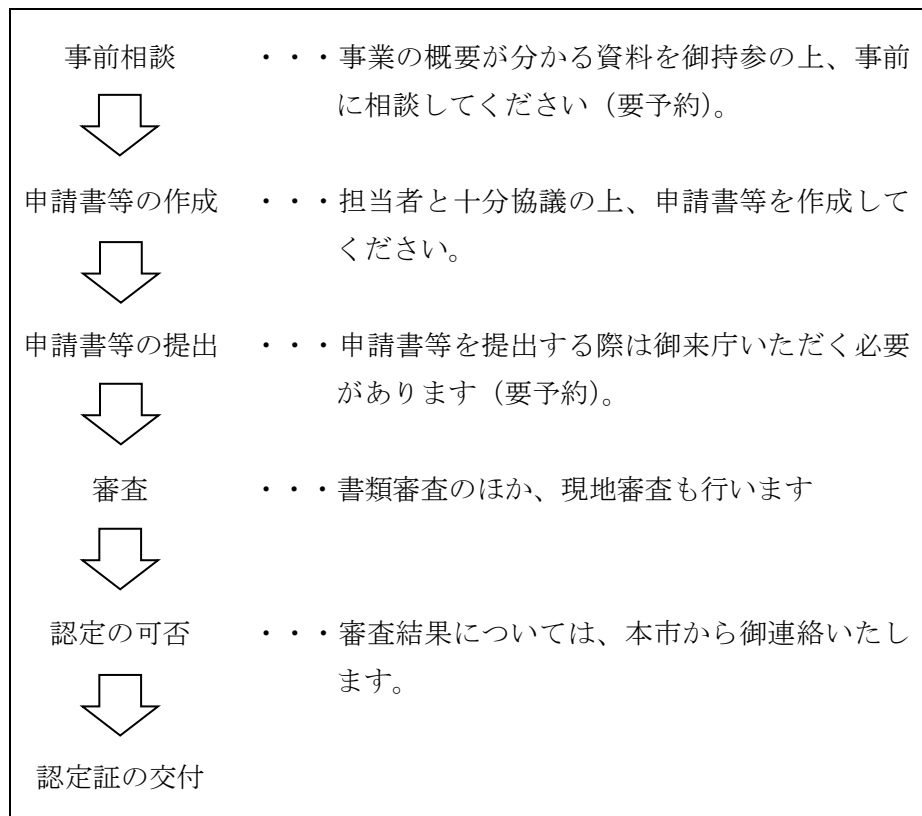
なお、申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分が横浜市以外の神奈川県内市町村にまたがる場合は神奈川県に、神奈川県以外の都道府県にまたがる場合は神奈川県及び当該都道府県に御相談ください。



3 申請方法

(1) 概要

認定について横浜市へ申請する場合は、親会社及び子会社が共同で、申請書等を提出する必要があります。認定は、認定申請の翌々月の1日となります。なお、申請書等を提出しようとする場合は、事前に御相談いただきますようお願いいたします。



(2) 申請手数料

申請に際しては、以下の通り手数料が必要となります。

申請手数料：147,000円（1件あたり）

(3) 提出書類

省令第8条の38の5に規定する「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書（様式第五号の二）」及び別表1に示す添付書類を一部ずつ御提出ください。申請書等を提出する際は、資源循環局事業系廃棄物対策課まで御来庁いただく必要があります。

4 認定内容の変更等

(1) 認定内容の変更を行う場合

法第12条の7第7項に基づき認定内容の変更をしようとする場合は、省令第8条の38の6に規定する「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更申請書（様式第五号の四）」、当該変更に係る書類及び認定証を提出する必要があります。変更申請書等の提出後、審査を行い問題がなければ、新たな認定証を交付します。

認定内容の変更が必要な場合

- ・ 議決権保有割合に関する事項
- ・ 処理の実施体制に関する事項（親会社・処理担当者の名称、施設に関する事項、子会社へ派遣している役員に関する事項）
- ・ 認定に係る産業廃棄物の種類、範囲、処理を行う区域
- ・ 処理担当者が行う処理の内容
- ・ 当該処理に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類・性状
- ・ 収集運搬施設の種類・数量
- ・ 積替え又は保管の場所に関する所在地、面積、産業廃棄物の種類
- ・ 認定に係る産業廃棄物の処理に関する管理体制 …等

認定は、認定申請の翌々月の1日となります。なお、変更申請に際しては、次の通り手数料が必要となります。 申請手数料：134,000円（1件あたり）

(2) 認定内容の軽微な変更を行う場合

「4（1）認定内容の変更を行う場合」に該当しない場合で、法第12条の7第9項に基づき認定内容の軽微な変更をしようとする場合は、変更の日から10日（登記事項証明書を添付する場合は30日）以内に、省令第8条の38の8に規定する「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更／廃止届出書（様式第五号の五）」及び当該変更に係る書類を提出する必要があります。

(3) 廃止

認定事業の全部又は一部を廃止した場合は、親会社及び子会社が共同で、廃止の日から10日以内に、省令第8条の38の8に規定する「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更／廃止届出書（様式第五号の五）」及び認定証を提出する必要があります。

5 その他

(1) 認定証の表示

認定を受けた場合は、当該認定に係る産業廃棄物の運搬車等について、両側面に認定番号等を表示するとともに、認定証の写しを備え付けておく必要があります。

なお、運搬車等が複数ある場合は、すべてについて認定番号等の表示及び認定証の写しの備え付けが必要となります。

(2) 帳簿の備え付け

認定を受けた場合は、別表2に示す事項を記載した帳簿を備え付ける必要があります。なお、認定に係る産業廃棄物以外の産業廃棄物を処理する場合は、従前の例によることとします。

(3) 報告書の提出

認定を受けた場合は、親会社及び子会社が共同で、毎年6月30日までに、認定に係る産業廃棄物の処理に関し、省令第8条の38の11に規定する「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定報告書（様式第五号の七）」を提出する必要があります。「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定報告書（様式第五号の七）」については、資源循環局事業系廃棄物対策課まで御来庁いただくか、郵送により提出してください。

6 問合せ先

担当 : 横浜市 資源循環局 事業系廃棄物対策部 事業系廃棄物対策課 減量推進係

住所 : 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎23階

(メール・FAX等での申請書提出はできませんので御注意ください)

電話 : 045-671-3818

受付日 : 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く)

受付時間 : 8:45～11:00 及び 13:00～15:00

(御来庁の際は、事前に電話等での予約をお願いします)

別表 1 : 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書 (様式第五号の二)
に係る添付書類

添付書類	備考
<p>(1) 事業計画</p> <p>① 処理担当者が行う産業廃棄物の処理の内容</p> <p>② 申請に係る産業廃棄物に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一連の処理行程 (排出から最終処分まで) ・排出事業場の名称及び所在地 ・種類ごとの一年間の数量 <p>③ 申請に係る産業廃棄物の処分に伴い生ずる廃棄物に関する事項 (再生品を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類 ・性状 ・処理方法 ・種類ごとの一年間の数量 <p>④ 申請に係る産業廃棄物の処理に関する管理体制</p> <p>⑤ 環境大臣が定める事項</p> <p>○必要に応じて記載する事項</p> <p>① 収集又は運搬の用に供する施設に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類 ・数量 <p>② 処分の用に供する施設に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類 ・数量 ・設置場所 ・設置年月日 ・処理能力 ・処理方式 ・構造及び設備の概要 <p>③ 積替え又は保管の場所に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 ・面積 ・産業廃棄物の種類 ・産業廃棄物の保管上限 	<p>① : 収集又は運搬を行う場合</p> <p>② : 処分を行う場合</p> <p>③ : 積替え又は保管を行う場合</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の最大保管高さ ④ 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理業の許可に係る許可番号（許可申請している場合は申請年月日） ⑤ 産業廃棄物等の1年間の数量又は熱量 <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類ごとの数量 ・処分に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量 ・再生を行う場合にあっては再生品の種類ごとの数量 ・熱回収を行う場合にあっては熱回収により得ようとする熱量 ⑥ 申請事業以外の廃棄物と、申請事業に関する産業廃棄物とを区分して処理するために講ずる措置の内容 ⑦ 産業廃棄物の処理のために締結する委託契約の内容及び管理票に関する事項 	<p>④：許可を受けている場合</p> <p>⑥：申請事業以外の廃棄物の処理を行う場合</p> <p>⑦：産業廃棄物の処理を親子会社以外の者に委託する場合</p>
<p>(2) 「一体的な経営を行う事業者の基準」に適合することを確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 定款又は寄付行為 ② 登記事項証明書 ③ 株主名簿、出資者名簿その他これに準ずるもの <p>○必要に応じて添付する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 親会社から子会社へ派遣している役員の氏名・住所 ② かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物の適正処理を行っていたことを示す書類 	<p>③：発行済株式の保有状況等を示す書類</p> <p>①～②： 2（2）②に該当する場合</p>
<p>(3) 処理担当者が「収集、運搬又は処分を行う事業者の基準」に適合することを確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 十分な技術的能力を説明する書類 ② 申請事業の開始に要する資金の総額・調達方法を記載した書類（様式第五号の三） ③ 直前3年の各事業年度における貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表・法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 ④ 欠格要件に該当しないことを制約する書面（様式第五号の三） ⑤ 役員の住民票の写し・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ⑥ 申請事業に係る施設の構造を明らかにする平面図・立面図・断面図・構造図・設計計算書、施設付近の見取り図、その他「収 	

<p>集、運搬又は処分を行う事業者の基準」に適合したものであることを示す書類</p> <p>⑦ 施設の所有権又は使用する権原を有することを証する書類</p> <p>○必要に応じて添付する書類</p> <p>① 法定代理人の住民票の写し・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</p> <p>② 該当する使用人について、住民票の写し・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</p> <p>③ 産業廃棄物処理施設について、許可を受けていることを証する書類</p>	<p>①：未成年者の場合</p> <p>②：欠格要件に該当する使用人がある場合</p> <p>③：申請事業に係る施設が産業廃棄物処理施設である場合</p>
<p>(4) その他環境大臣が定める書類</p>	

別表 2 : 帳簿の記載事項

添付書類	備考
(1) 認定に係る産業廃棄物の処分を自ら行う場合	<p>産業廃棄物の種類ごとに以下の事項</p> <p><運搬に係る事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出事業場の名称及び所在地 ・ 運搬を行った事業者の名称 ・ 運搬年月日 ・ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 ・ 積替え又は保管の場所ごとの搬出量 (積替え又は保管を行った場合) <p><処分に係る事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処分年月日 ・ 処分方法ごとの処分量 ・ 処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量
(2) 認定に係る産業廃棄物の処分の認定を受けた者のうち他の事業者が行う場合	<p>産業廃棄物の種類ごとに以下の事項</p> <p><収集又は運搬に係る事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出事業場の名称及び所在地 ・ 収集又は運搬を行った事業者の名称 ・ 収集又は運搬の年月日 ・ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 ・ 積替え又は保管の場所ごとの搬出量 (積替え又は保管を行った場合) <p><処分に係る事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処分を行った事業場の名称及び所在地 ・ 処分を行った事業者の名称
(3) 認定に係る産業廃棄物の収集又は運搬のみを行う場合	<p>産業廃棄物の種類ごとに以下の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出事業場の名称及び所在地 ・ 収集又は運搬の認定を受けた者のうち他の事業者が行う場合にあつては、収集又は運搬を行った事業者の名称 ・ 収集又は運搬の年月日 ・ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 ・ 積替え又は保管の場所ごとの搬出量 (積替え又は保管を行った場合)

様式集

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

様式第五号の二 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書

様式第五号の三 申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

様式第五号の四 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更申請書

様式第五号の五 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更／廃止届出書

様式第五号の六 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証

様式第五号の七 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定報告書

様式第五号の二（第八条の三十八の四関係）

（第1面）

<p>二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	
<p>横浜市長</p>	
<p>申請者</p>	
<p>住 所</p>	
<p>名 称</p>	
<p>代表者の氏名</p>	
<p>電話番号</p>	
<p>印</p>	
<p>住 所</p>	
<p>名 称</p>	
<p>代表者の氏名</p>	
<p>電話番号</p>	
<p>印</p>	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
<p>申請に係る収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）</p>	
<p>申請に係る収集、運搬又は処分の範囲（収集又は運搬にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）</p>	
<p>申請に係る収集、運搬又は処分を行う区域（他の都道府県知事等に申請する場合には、その旨も記載すること。）</p>	
<p>※事務処理欄</p>	

(第2面)

統括して管理する者		
(ふりがな) 名 称		
収集、運搬又は処分を行う者		
(ふりがな) 名 称		
当該収集、運搬又は処分の用に供するすべての施設（積替え又は保管の場所を含む。施設ごとに概要を記載すること。）		
統括して管理する者の役員又は職員の派遣状況（統括して管理する者が他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有している場合は記載不要。）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
	派遣先名称	派 遣 先 住 所
	派遣先役職	
申請者のうちいずれか一の事業者（統括して管理する者）が保有する他の全ての事業者の議決権保有割合		
議決権を保有する一の事業者の名称		
他 の 全 て の 事 業 者 の 名 称	当該一の事業者が保有する議決権保有割合	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者のいずれか一の事業者について、当該株主又は出資をしている者がいるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
(ふりがな) 名 称		割 合	住	所

備考
1 ※欄は記入しないこと。
2 「申請者」には、認定を受けようとする者のすべてを記載すること。
3 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

連絡先
名 称
部署名
住 所
担当者の氏名
電話番号

※手数料欄

様式第五号の三（第八条の三十八の五第五項関係）

（第1面）

申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の開始に要する資金の総額 及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額（千円）	
資 金 の 総 額		
土 地		
事 務 所		
収集運搬車両		
積替保管施設		
処理施設		
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	（借入先名）	
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

(第2面)

誓約書

申請者のうち当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからニまで及びへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

横浜市長

提出者

住所

名称

代表者の氏名

印

電話番号

様式第五号の四（第八条の三十八の六関係）

（第1面）

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更申請書

年 月 日

横浜市長

申請者

住 所

名 称

代表者の氏名

印

電話番号

住 所

名 称

代表者の氏名

印

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

認定の年月日及び認定番号（他の都道府県知事等の認定を受けている場合は、当該認定の年月日及び認定番号）

年 月 日 第 号
 （都道府県等名： 年 月 日 第 号）

認定に係る処理の範囲（収集又は運搬にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）

変 更 の 内 容

変 更 の 理 由

変更後の処理の開始予定年月日

年 月 日

※ 事 務 処 理 欄

(第2面)

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「申請者」には、認定を受けた者（変更の認定を受けようとする者）のすべてを記載すること。
- 3 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。変更に係る収集、運搬又は処分の用に供する施設がある場合は、当該施設の処理方式、構造及び設備の概要を記載すること。

連絡先

名 称

部署名

住 所

担当者の氏名

電話番号

※手数料欄

(日本産業規格 A列4番)

様式第五号の五（第八条の三十八の八、第八条の三十八の十関係）

（第1面）

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定 ^{変更} 届出書 _{廃止}		
平成 年 月 日		
横浜市長		
届出者		
住 所		
名 称		
代表者の氏名		印
電話番号		
住 所		
名 称		
代表者の氏名		印
電話番号		
年 月 日付け第 号で認定を受けた二以上の事業者による産業廃棄物の 処理に係る特例に係る以下の事項について ^{変更} 廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第12条の7第9項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。 施行令第6条の7の2		
	新	旧
変更した事項(規則第8条の38の5第1項第2号、第4項第4号に掲げる事項を除く。)又は廃止した事項の内容		
変更した事項の内容(規則第8条の38の5第1項第2号、第4項第4号に掲げる事項)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役 職 名 ・ 呼 称	本 籍 住 所
変更又は廃止の理由		

(第2面)

備考

- 1 この届出書は、変更又は廃止の日から10日（登記事項証明書を添付すべき場合にあつては30日）以内に提出すること。
- 2 「届出者」には、認定を受けた者のすべてを記載すること。
- 3 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

連絡先

名 称

部署名

住 所

担当者の氏名

電話番号

(日本産業規格A列4番)

様式第五号の六(第八条の三十八の九関係)

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>	
住 所 名 称 代表者の氏名	
住 所 名 称 代表者の氏名	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の7第1項 第12条の7第7項 の規定により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けた者であることを証する。	
横浜市長 印	
認 定 の 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	
1. 認定に係る処理の範囲（収集又は運搬にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。） 2. 認定に係る積替えを行うすべての場所の所在地、面積及び当該場所ごとの積替えを行う産業廃棄物の種類 3. 認定に係る処分の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、場所及び処理能力を記載すること。） 4. 認定に係る事項の変更の状況 <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> 年 月 日 (内 容) </div>	

(日本産業規格 A列4番)

様式第五号の七（第八条の三十八の十一関係）

（第1面）

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定報告書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 年 月 日 </div>	
横浜市長	
報告者 住 所 名 称 代表者の氏名 印 電話番号	
住 所 名 称 代表者の氏名 印 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の11の規定に基づき、 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る 年度の処理状 況を報告します。	
認定の年月日及び認定番号 （他の都道府県知事等の認 定を受けている場合は、当 該認定の年月日及び認定番 号）	<div style="text-align: center;"> 年 月 日 第 号 （都道府県等名： 年 月 日 第 号） </div>
収集、運搬又は処分を行った産業廃棄物の種類ごとの数量	
産業廃棄物の種類	処理した量
	t
	t
	t
	t
	t
	t
合 計	t

(第2面)

処分に伴い生じた廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量		
廃棄物の種類	生じた量	
		t
		t
		t
合 計		t

再生品の種類ごとの数量	
再生品	生じた量
	t
	t
	t
合 計	t

熱回収により得られた熱量		
熱回収の方法	熱 量	計算方法
	kcal	
	kcal	
合 計		kcal

（当該認定に係る産業廃棄物の処理を当該二以上の事業者以外の者に委託した場合にあっては、委託の内容及び委託量並びに適正な処理を確保するために行った措置）

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「報告者」には、認定を受けた者のすべてを記載すること。
- 3 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

連絡先

名 称

部署名

住 所

担当者の氏名

電話番号